

平成18年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成18年9月28日

○出席議員 20人

1番 土屋 元君	2番 佐藤 啓史君	4番 渡辺 伊三郎君
5番 松崎 栄二君	6番 刈込 欣一君	7番 末吉 定夫君
8番 黒川 民雄君	9番 渡辺 玄正君	10番 寺尾 重雄君
11番 高橋 秀男君	12番 板橋 甫君	13番 丸 昭君
14番 八代 一雄君	15番 児安 利之君	17番 佐藤 浩寿君
18番 滝口 敏夫君	19番 伊丹 富夫君	20番 水野 正美君
21番 岩瀬 義信君	22番 深井 義典君	

○欠席議員 1人

16番 渡辺 利夫君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長	藤平輝夫君	助役	杉本栄君
収入役	江沢始一君	教育長	松本昭男君
総務課長	西川幸男君	企画課長	藤江信義君
財政課長	関重夫君	課税課長	乾康信君
収納課長	鈴木克巳君	市民課長	滝本幸三君
介護健康課長	関修君	環境防災課長	田原彰君
清掃センター所長	酒井正広君	都市建設課長	三上鉄夫君
農林水産課長	岩瀬章君	観光商工課長	守沢孝彦君
福祉事務所長	小柴章夫君	水道課長	藤平光雄君
会計課長	岩瀬武君	教育課長	渡辺恵一君
社会教育課長	佐藤光男君	学校給食共同調理場所長	中村一夫君
農業委員会事務局長	酒井明君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川又昌祚君 議事係長 目羅洋美君

議事日程

議事日程第5号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第54号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

請願第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する意見書提出を求める請願

陳情第5号 「(仮称) 勝浦市まちづくり審議会」の設置に関する陳情

(教育民生常任委員長)

議案第53号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第56号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第6号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情

(建設経済常任委員長)

請願第6号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第8号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

発議案第9号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書について

発議案第10号 「野生猿生息数調整のための捕獲事業(銃)」の見直しを求める意見書について

第4 質問上程・説明・質疑・採決

質問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

第5 議員の派遣について

第6 各常任委員会の所管事務調査について

開 議

平成18年9月28日(木) 午後1時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は20人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立了いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第54号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、請願第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する意見書提出を求める請願、陳情第5号 「（仮称）勝浦市まちづくり審議会」の設置に関する陳情、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。滝口総務常任委員長。

〔総務常任委員長 滝口敏夫君登壇〕

○総務常任委員長（滝口敏夫君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月22日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第54号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する意見書提出を求める請願につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号 「（仮称）勝浦市まちづくり審議会」の設置に関する陳情につきましては、陳情者より説明をしたい旨の申し出があり、その説明を受け審議を行ったところでありますが、なお慎重審議を期する必要があり、会期中に結論を出しかねるので、議長に対しまして継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を

求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、請願第5号「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する意見書提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、請願第5号は採択と決しました。

○議長（水野正美君）次に、陳情第5号「（仮称）勝浦市まちづくり審議会」の設置に関する陳情につきましては、先ほどの総務常任委員長の報告のとおり、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。本件につきましては、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（水野正美君）次に、議案第53号「勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第6号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求める。刈込教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○教育民生常任委員長（刈込欣一君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月25日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第53号「勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報

告書のとおり、議案第53号は賛成多数で、議案第55号及び議案第56号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で議案第53号につきましては、国は公平を期するとして介護保険に合わせたホテルコストの引き上げや窓口負担引き上げ等、一定の所得があるとはいえ、70歳以上の高齢者を中心に負担をふやしております、それを反映した今回の条例改正には賛意をあらわしがたいという反対討論がありましたので、申し添えます。

次に、陳情第6号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第53号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第55号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第56号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第6号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、陳情第6号は採択と決しました。

○議長（水野正美君） 次に、請願第6号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。松崎設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 松崎栄二君登壇〕

○建設経済常任委員長（松崎栄二君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月26日、委員会を開催し、その審査を終了いたしました。

その結果、請願第6号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、願意妥当と認め、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより請願第6号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、請願第6号は採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（水野正美君）市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、岩瀬久幸君の後任に酒井教要君を任命したいため、議会の同意を求めるようとするものであります。

酒井教要君の経歴を申し上げますと、昭和57年3月、立正大学を卒業され、昭和59年11月から平成14年2月まで大沢地区の宗教法人久成寺住職として、また平成14年2月から現在まで興津地区の宗教法人釈迦本寺の住職をされております。以来、住職の傍ら、勝浦市青少年相談員連絡協議会会长を初め、少年補導員などを歴任、平成17年4月より民生児童委員に就任し、現在に至っております。その人格と識見は、教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意あらんことをお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第57号については、これに同意することに決しました。

○議長（水野正美君）日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第8号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。滝口敏夫議員。

〔18番 滝口敏夫君登壇〕

○18番（滝口敏夫君）ただいま議題となりました発議案第8号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利、年15から20%でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法第43条の要件遵守を条件に出資法の上限金利たる年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%という超高金利での営業をしています。（いわゆる、みなし弁済。）

昨年12月15日、最高裁判所は、本来無効であるグレーデーン金利が有効と認められる例外について厳格に解釈すべきとの判断を示し、本年1月13日には明らかな強制だけではなく、事実上の強制があった場合も上限を超えた分の利息の支払いは無効とする画期的な判断を示しました。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸し付けにみなし弁済が成立しないということであり、もはや貸金業規制法第43条の存続意義は認められないと言えます。

したがって、みなし弁済が成立しない以上、貸金業規制法第43条は出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃すべきです。みなし弁済が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は払う必要のない利息であるにもかかわらず、貸金業者は両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が払う必要のない利息のために苦しめられ、自己破産、夜逃げ、一家離散、校内暴力、自殺、強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こしています。

また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、貯蓄を保有していない世帯の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で突発的な出費に対応するために、高金利の貸金業者を利用した世帯では返済に窮るだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。よって、国においては貸金業規制法第43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、次の点に配意した法改正をするよう強く要望します。

1、出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利までに引き下げる。

2、貸金業規制法第43条の、いわゆるみなし弁済規定を撤廃すること。

3、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

4、脱法的な保証料徴求を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第8号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第8号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第8号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、発議案第9号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君）ただいま議題となりました発議案第9号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師などの不足が深刻化し

ています。看護師は、仕事に追い回されて疲れ果て、十分な看護が提供できていないと訴え、看護師をやめたいと悲鳴を上げています。看護職員の人手不足を改善するには、過酷な労働実態を具体的に改善することが何よりも重要です。特に夜間労働の日数は、上限規制などの法整備が必要です。また、安全・安心のコスト保障が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏付けが求められています。

よって、国においては安全・安心の医療と看護を保障するため、次の点に配慮した緊急対策を講じていただけるよう強く要望します。

1、安全でゆきとどいた医療・看護を保障するため、看護師などを大幅にふやすこと。

2、看護職員の配置基準を、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をしようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第9号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第9号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君）それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第9号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、発議案第10号 「野生猿生息数調整のための捕獲事業（銃）」の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。松崎栄二議員。

〔5番 松崎栄二君登壇〕

○5番（松崎栄二君）ただいま議題となりました発議案第10号「野生猿生息数調整のための捕獲事業（銃）」の見直しを求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

平成18年8月3日に勝浦市の国有林において、千葉県が実施する野生猿生息数調整のための捕獲事業（銃）により入林していた千葉県獣友会専任ハンターの誤射で、サカキ採取をしていた市民が亡くなるという重大事件が発生し、大変遺憾に思っております。

今回の事件は、専任ハンターが矢先の確認を怠ったことが直接の原因であると考えます。誤射後、放置し逃げ去るなど、ハンターとしてあるまじき行為であり、許されざる行為であります。

一方で、捕獲事業のあり方についても問題点があったのではないかと考えます。外房から内房にまたがる全関係市町を毎回1日で巡回し捕獲するという形態については、その効率性、実効性に疑問を感じます。現に7月22日から8月7日までの計9日の出動実績において、関係5市町全部を巡回した日は皆無であるとのことです。また、猿の捕獲は通常、獵犬による追い立てを行わないため、事前に出現場所をより具体的に絞り込み実施する必要があり、そのためにも捕獲に際しては出現箇所、被害地区を熟知している地元獣友会の対応が望ましいと考えます。

猿被害に苦しむ市町はそれを軽減すべく、財政状況や地元獣友会の体制等を考慮して、県専任ハンターの派遣を要請したわけですが、この事件を受けて、地元獣友会が捕獲を行うのが安全、確実であると改めて認識したところでございます。

県からの財政支援が整えば、みずから猿捕獲事業を行っている市町は、県に専任ハンターを要請することなく、従来事業をより充実したものにすることが可能であると考えております。

よって、このような事件が二度と発生することのないよう、次のとおり野生猿生息数調整のための捕獲事業（銃）の見直しを行われるよう強く要望します。

1、千葉県は捕獲事業実施者として、また狩猟許可権者として、ハンター教育を徹底して行うこと。

2、「野生猿生息数調整のための捕獲事業（銃）」は、その効率性・実効性・安全性を確保するため、捕獲隊については地元獣友会を参加させるとともに、実施日程等を安全で実効性のある内容とするよう見直しを図ること。

3、地元獣友会の猿捕獲体制が整い、重点的に猿捕獲事業を実施する意向がある市町については、市町に実施させ、事業に係る財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により千葉県知事に対し意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（水野正美君）これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第10号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第10号につきましては、委員会の付

託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第10号 「野生猿生息数調整のための捕獲事業（銃）」の見直しを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第10号は原案のとおり可決されました。

諮詢上程・説明・質疑・採決

○議長（水野正美君） 市長より諮詢の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました諮詢は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第4 訒問を上程いたします。諮詢第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

職員に諮詢を朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました諮詢第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、浅野芳枝君を委員の候補者として法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるようとするものであります。

浅野芳枝君の経歴を申し上げますと、昭和43年3月、文化服装学院裁断科を終了、同年4月から東京都品川区の有限会社野村縫製に勤務しておりましたが、昭和47年2月に結婚のため同会社を退職し、平成15年3月、日本赤十字団勝浦支部に入団、平成16年1月1日から人権擁護委員に就任され、現在に至っております。その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮詢第1号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護の推薦につき意見を求めるについて採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（水野正美君）日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（水野正美君）日程第6、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第97条及び第103条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成18年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 45 分 閉会

本日の会議に付した事件

- 1. 議案第53号～議案第56号、請願第5号～請願第6号、陳情第5号～陳情第6号の総括審議
- 1. 議案第57号の総括審議
- 1. 発議案第8号～発議案第10号の総括審議
- 1. 諒問第1号の総括審議
- 1. 議員の派遣について
- 1. 各常任委員会の所管事務調査について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員